

## 会 議 記 録 (1)

会議名称	第3回 北本市立学校適正規模等研究会議
開会及び閉会日時	平成30年10月30日（火） 午後1時30分から午後2時10分まで
開催場所	北本市役所会議室3-F
議長氏名	石塚富美江
出席委員(者)氏名	金子美智雄、清水 誠、浅野 勉、峯尾敏之、石塚富美江、加藤秀樹 加藤潤一、醍醐 隆、奥山美加、萩原愛香
欠席委員(者)氏名	針谷紀子
説明者の職氏名	教育部長：原口 穰 教育総務課管理係長：山本一真
事務局職員職氏名	教育長：清水 隆、教育部長：原口 穰、 教育部参事兼教育総務課長：大島衡基、教育総務課長補佐：野口貴紀 学校教育課長：草野智広、学校教育課副課長：野本慶人
会議次第	1 開会 2 会長挨拶 3 議題 (1) 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針（案）について (2) その他 4 閉会
配布資料	1 次第 2 北本市立学校適正規模等研究会議委員名簿及び事務局職員名簿 3 座席表 4 資料16 北本市立学校適正規模等研究会議（第2回）意見及びその措置 5 資料17 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針 素案再修正案（抜粋） 6 資料18 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針（案） 7 資料18 追加資料 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針（案）（抜粋）

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
大島参事兼教育総務課長	<p><b>1 開会</b></p> <p><b>2 会長挨拶</b></p>
石塚会長	<p>(会長の挨拶)</p>
大島参事兼教育総務課長	<p>続いて議題に入ります。議事の進行については、石塚会長にお願いします。</p>
石塚会長	<p><b>3 議題</b></p> <p>(会長による議事進行)</p> <p><b>(1) 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針 (案) について</b></p> <p>はじめに、議題(1)「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針 (案) について」事務局より説明をお願いします。</p>
原口教育部長	<p>&lt;資料16から18及び資料18追加資料までによる説明：資料16 北本市立学校適正規模等研究会議(第2回)意見及びその措置、資料17 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針 素案再修正案(抜粋)、資料18 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針(案)、資料18 追加資料 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針(案)(抜粋)&gt;</p>
石塚会長	<p>事務局より、「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針(案)について」の説明が終了した。前回の会議の意見等について、事務局の整理結果及び再修正案等が示されたが、これらの内容を含め、あらためて提出された資料18の「基本方針の案」に対し、質疑はあるか。</p>
清水委員	<p>資料18の「基本方針の案」について、いくつか意見等をさせていただく。</p> <p>1点目は、P1の「I はじめに」の関連記述について、4段落目の「このため、国全体としては、」から始まる記述、続く5段落目の「北本市教育委員会では、」から始まる記述、この双方においては、内容自体に問題はないものの、長文化して読みにくく感じることから、段落の分け方の工夫を図り、それに合わせた文言等の整理を行うとよい。</p> <p>2点目は、同じくP1の中において、注釈を付ける際に使用する「アスタリスク」の位置が、上付・下付と混在するため、どちらかに統一するとよい。</p> <p>3点目は、P23の「Ⅷ (3)学校4・3・2制(小中一貫教育)の進化」の表題について、表題文末に掲げる「進化」の用語をそのまま使用することでよいか、再確認をお願いします。当該取組に関する記述を見た場合、「深化」あるいは「発展」といった用語も相応しいものと考えられ、事務局が提案する「進化」も含め、最もマッチングする用語を採用の上、今後の策定手続の中で示していくことをお願いします。</p> <p>4点目は、P24の「Ⅷ (4)小規模校への対応について(適正化)」の表題に関し、同じく第Ⅷ章内の他の表題が、名詞や代名詞で止める「体言止め」の作りであることから、当該表題も同様の作り</p>

	<p>するとよい。例えば、「小規模校の適正化への対応」といった表題に変更することで、第Ⅷ章の全体がまとまるものと思われる。</p>
石塚会長	<p>1点目と2点目の件に関しては、記載内容自体に問題はなく、レイアウト的なものとなることから、修正対応は事務局に一任することでよいと思われる。3点目と4点目の件についてはどうか。</p>
山本係長	<p>ご意見等を踏まえ、修正対応を行う。なお、3点目の件に関しては、当該取組の一層の充実・発展を目指す決意を表すものとして、「進化」を採用したものだが、ご意見にあった他の用語の意味合いも含むものとなるため、持ち帰り検討の上、今後の策定手続の中でその結果をお示しする。その他の意見に対する修正結果についても、同様の方法によりお示しする。</p>
金子委員	<p>同じく、資料18の基本方針の案について、いくつか意見等をさせていただく。</p> <p>1点目は、「目次」の構成について、各章の番号を表すローマ数字の字体に関し、大文字・小文字の判別がしづらい文字に見受けられる。また、各章の中の項目について、括弧数字による番号が付されているが、項目を細分化していく際には、数字、括弧数字、カナの順に付すことが一般的であり読みやすい。これらの見直しについて願います。</p> <p>2点目は確認となるが、この基本方針の策定後において、適正規模の基準の適否の判断や小規模校の適正化に関し、どのように進めていくことを予定するものか確認する。</p>
原口教育部長	<p>2点目の件に関して、先に回答させていただく。</p> <p>資料18のP24「Ⅷ（4）小規模校への対応について（適正化）」の1段落目に記載するとおり、基準の維持に支障が生じる可能性がある学校については、学校規模の適正化を図るため、その検討を行う委員会等を個別に立ち上げ、適正化の方向性を検討していくことになる。</p>
金子委員	<p>そうした場合、基準の適否の判断に関し、どのタイミングで行うものとするのか、このⅧ章の（4）の中において、ある程度示す方がよいと思われる。例えば、年度当初に基準の適否の調査等を行うなど、具体的に示すことで、明確な方針になるものと考えられることから、この件に関し、追記等の検討をお願いする。</p> <p>また、3点目として、この基本方針の中に、本年度の各学校の児童生徒数・学級数等一覧を追加掲載することに関し提案する。参考資料として掲載することで、適正規模の基準と比較し易くなり、一旦の目安になるとも考えられる。</p>
原口教育部長	<p>追加掲載等に関し、持ち帰り検討の上、今後の策定手続の中でその結果をお示しする。</p>
山本係長	<p>1点目のご意見に対しての回答となるが、「目次」の構成について、ご意見のとおり見直しを行い、その際には、別途定める「第2期北本市教育振興基本計画」の目次の構成に準じたものとする。また、2点目の基準の適否の判断時期に関しては、毎年度の学級編制の状況を基に判断していくことを予定することから、その旨をⅧ章の（4）の中に追記し、今後の策定手続の中で、その修正結果をお示しする。</p>
加藤（潤）委員	<p>資料18の「基本方針の案」P7及びP8の小・中学校施設一覧に掲載する耐震化の状況を見ての質疑となるが、施設の類別等による耐震化の義務の有無について確認する。</p>

山本係長	<p>関係法令から、小・中学校施設に関しては、建物の階数が2階以上、かつ床面積3,000㎡以上のもので、耐震診断と結果報告が義務付けられている。そのうち、床面積1,000㎡以上となる施設の耐震改修については努力義務となっている。なお、当該一覧の構成は、市の「公共施設等総合管理計画」の掲載内容に準じたつくりとなることから、耐震診断の義務や耐震改修の努力義務の有無を問わずに、掲載するものとなる。</p>
加藤（潤）委員	<p>このパートは学校施設の課題を示す箇所となることから、耐震改修の義務がなくとも未耐震となる施設に関し、再修正前の表現方法のとおり、「未耐震」の表現を用いてもよいと思われる。また、別の表現方法として、「プール機械室」といった校舎以外の附属施設に関しては、床面積が3,000㎡以下となることが容易にわかることから、こうした施設は耐震化の有無を問わず、一律に今回のような斜線表記として揃えるなど、耐震化に関する情報の掲載基準を揃えることも、一つの方法として考えられる。</p>
石塚会長	<p>各附属施設の建築年度が異なることや、附属施設の構造上の関係から、表現方法について難しい部分もあるかと思われるが、只今の耐震化の情報の掲載基準を揃える旨の意見について、どう考えるか。</p>
金子委員	<p>前回意見への対応として、今回の案では、耐震診断の義務付けのない施設を斜線表記とし、その旨の注釈を欄外に記すものだが、この注釈の記載内容をもう少し工夫し、掲載基準をわかり易く伝えるとよいと思われる。</p>
浅野副会長	<p>義務付けに関する説明を加えた注釈とすれば、具体的でわかり易いものになると思われる。</p>
山本係長	<p>いただいたご意見を踏まえ、当該注釈の表現等の見直しを図り、今後の策定手続の中で修正結果をお示しする。</p>
萩原委員	<p>資料18のP23「Ⅷ（2）社会の変化・地域の状況に応じた中学校学校選択制の実施」の関連記述について、現在の学校選択制は、部活動の希望をはじめとした幾つかの理由・条件等に基づき、選択を許可するものであることから、必ずしも生徒達が望む選択結果とならない場合も考えられる。しかし、（2）の1段落目の記述を見た場合、選択方法に制限がないものとも読み取れることから、当該記述の見直しが必要と思われる。</p>
石塚会長	<p>選択に際し、条件があることを追記する旨の提案と受けとる。</p>
原口教育部長	<p>導入当初の学校選択制は現在のような条件がなく、その結果、学校規模に差が生じることが課題となっていた。このため、選択に際して一定条件を設けるものとなったが、萩原委員のご指摘のとおり、当該記述を読み誤ることが想定されるため、例えば、学校選択の活用に係る記述の前後に、「一定の条件のもと」といった表現を加えるものとし、今後の策定手続の中で修正結果をお示しする。</p>
萩原委員	<p>対応についてお願いします。</p>
石塚会長	<p>他に意見はあるか。</p>
	<p>(他に意見なし)</p>

石塚会長	<p>それでは、「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針（案）」について、これまでの研究会議の中で提出された意見を踏まえ、本日出されたこの「基本方針の案」に基づき、事務局において以後の策定手続きを進めるということでよいか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石塚会長	<p>事務局は、この研究会議の意見を十分に踏まえて、以後の策定手続きを行うようお願いする。</p>
石塚会長	<p>この議題は終了する。</p> <p>(2) その他</p>
石塚会長	<p>続いて、議題(2)「その他」について、委員又は事務局から発言を求める。</p>
山本係長	<p>今後の手続について、この会議で確定させてきた基本方針の案に対するパブリック・コメント手続を11月から12月にかけて予定している。</p> <p>11月の市広報紙に手続について掲載し、11月中旬から約1ヶ月間、意見募集を行い、手続を進めていく。</p> <p>また、パブリック・コメント手続終了後、この会議の検討結果の反映及び市民から寄せられた意見に基づく内容の再検討や修正を行った上で、教育委員会の会議に諮り、基本方針を策定するため、会議後も基本方針の案が変更する可能性について了承願う。</p>
石塚会長	<p>その他質疑はあるか。</p> <p>(特に意見なし)</p>
石塚会長	<p>この議題は終了する。</p>
浅野副会長	<p>4 閉会</p>
<p>議事の内容を末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。 平成30年11月22日</p> <p style="text-align: center;">会長 <u>石塚富美江</u></p>	